

新型コロナウイルス感染症対応

商店街等活動支援事業(一時金)のご案内

市民の日常生活を支える商店街が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために必要な衛生対策などを行い、今後も地域コミュニティの核として賑わいづくりや街路灯の維持管理などの事業を継続していくために、一時金を交付します。

1 趣旨・目的

商店街は身近な買い物の場であるだけでなく、イベント等を通じた賑わいづくりや街路灯の維持管理、防犯パトロールなど地域の賑わいづくりや安全・安心に寄与しています。

地域経済の活力を生み出すとともに、地域コミュニティの核としての重要な役割を果たしている商店街の事業継続を支援することを目的に、商店街のニーズに応じて、使い道が選択できる一時金を交付します。商店街や商店街店舗における新型コロナウイルス感染症対策に、ご活用ください。

2 交付対象者

令和2年4月1日時点において組織・整備され活動している「商店会」及び「商店会に準ずる組織」で次の条件のいずれかを満たしているもの

- (1) 一般社団法人横浜市商店街総連合会に加盟し商店街活動を実施している団体
- (2) 一定の地域内で小売業、飲食業、サービス業等の事業者が集積・近接することで街区を構成し、来街者（消費者）を対象とした経済活動を行うとともに、環境行動の推進及び防犯・防災活動等の地域社会への貢献に努める団体（商業ビルや地下街に存する店舗によって構成される団体（いわゆる「テナント会」）を除きます。）

3 一時金の使途について

下記の(1)～(3)の要件を満たす必要があります。

- (1) 一時金は新型コロナウイルス対策として以下のいずれかで活用すること。
 - ア 衛生用品の購入やテイクアウト・宅配事業、商品券発行・施設整備等の事業資金
 - イ 新型コロナウイルス感染症対策のための事業資金
 - ウ 加盟店舗が新型コロナウイルス感染症に対応し、事業継続するための給付資金※ 加盟店舗への給付を行う場合は、上記、ア、イと同様の条件を満たして一時金を活用するように明示・指導をする必要があります。
- (2) 一時金の活用予定事業を団体の総会等で議決・承認していること
- (3) 交付する一時金は、法令に反する使途又は公序良俗に反する使途で利用しないこと

4 申請期限・申請方法 ※申請は一団体につき1回です。

申請期限：令和2年6月30日（火）必着

申請方法：「9 提出書類一覧表」に記載の書類一式を、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

5 一時金の交付金額（団体の活動区域、算出根拠となる加盟店舗の考え方）

団体が自ら定める区域内で、正会員として商店会組織に加盟し、主に消費者を対象として営業している加盟店舗の総数に10万円を乗じた金額となります。

※ 申請書に、区域図と加盟店舗名簿を添付して頂き、他の団体の一時金交付金額の算出に含まれている店舗が記載されていないか、確認させていただきます。

【区域を示す図面（記載例）】



【区域を示す図面】

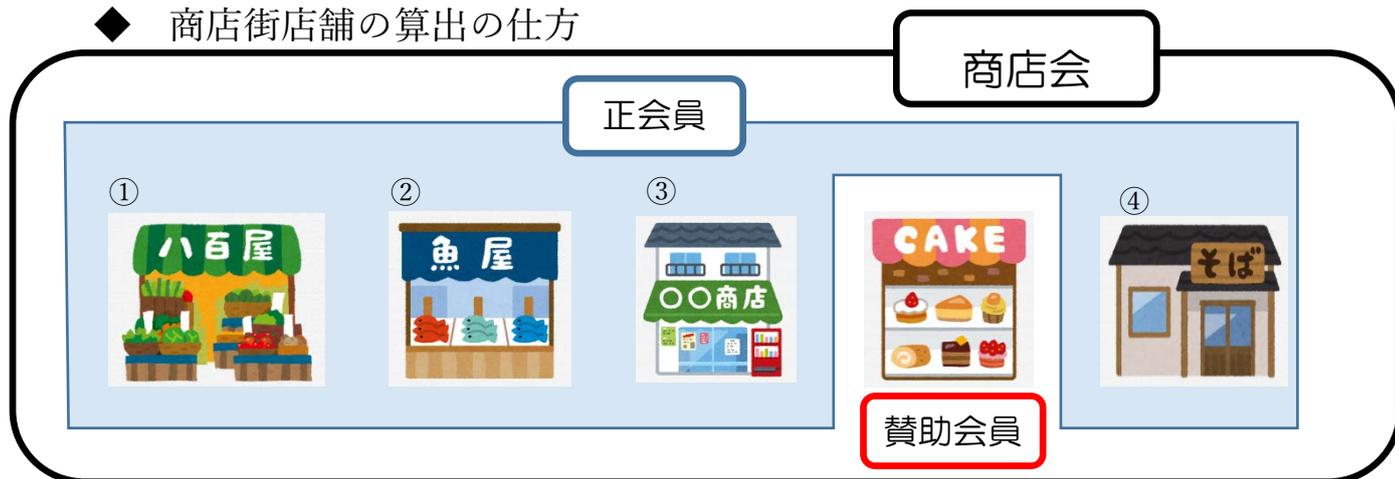
- ① 加盟店舗を含む街区
- ② 団体が整備、維持・管理する共同施設（街路灯、アーチ、アーケード、防犯カメラなど）のある街区

※「商圈」ではありません。

※「共同施設（アーチなど）」の記載は必要ありません。

①、②がわかる左記のような地図を提出すること。

◆ 商店街店舗の算出の仕方



団体の加盟店舗数は「4」となります

注意

複数の商店街にまたがり双方の商店会に加盟する店舗については、どちらかの団体のみ算出根拠とさせていただきます。調整が必要な場合、団体間でお話し下さい。調整がされていない場合は、先に交付決定された団体の算出数として扱い、支払います。

6 注意事項

下記の事項に該当したと判断された場合、一時金の交付を取り消すことがあります。

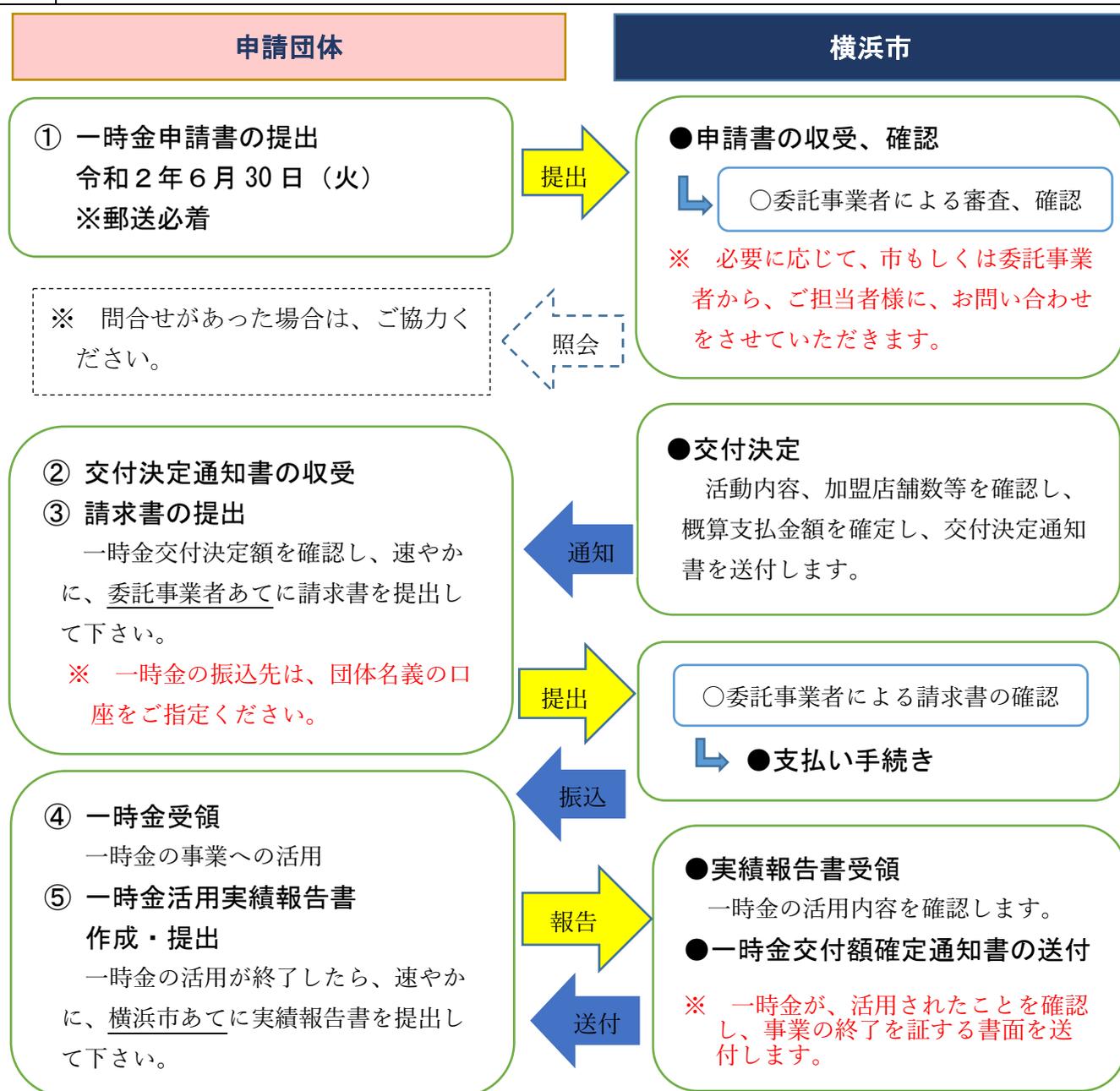
- (1) 要綱に規定する内容に違反するとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により一時金の交付を受けようとしたとき。又は受けたとき。
- (3) その他、一時金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (4) 法令、条例、補助金規則、本要綱各条に規定する内容又はそれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

7 一時金の活用実績の報告について

一時金の活用が終了した後、一時金活用実績報告書を提出していただく必要があります。活用実績報告書の内容は、P. 1の「3 一時金の使途について」で定める使途に則り、作成してください。

- ※ 一時金活用実績報告書は、令和3年3月末までにご提出ください。
- ※ 一時金の活用内容がわかる領収書等をあわせてご提出いただきます。
- ※ 交際費、慶弔費、懇親会費、事業と直接に関係しない視察・研修費・食糧費等には、活用できません。
- ※ 新型コロナウイルス対策として実施する事業の中で、他の商店会活動の参考となる好事例については、本市ウェブ等で、広報をさせていただきます。

8 手続きの流れ（申請から報告まで）



一時金の活用終了後、30日以内を目途に、一時金活用実績報告書をご提出ください(令和3年3月末が期限)。

9	提出書類の注意
---	---------

No.	提出書類	備考
①	申請書 新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業交付申請書（第1号様式）	「4 宣誓事項」のすべてに☑をして下さい。
②	申請書 一時金活用計画書（第1号様式の2）	活動内容が、記入しきれない場合は、別紙で添付してください。
③	加盟店舗名簿 ※ 店舗数が多い場合、データで提出いただければ、審査が早くなります。	店舗の一覧（以下、記載必須事項） ①店舗名(フリガナ)、②代表者名(フリガナ)、③住所、④電話番号、⑤業種
④	添付 団体の役員名簿	①役職名②氏名（フリガナ）、③店舗名を必ず記載してください。
⑤	添付 定款又は規約・会則の写し	※最新のもの
⑥	書類 一時金の申請及び一時金の活用予定事業が承認された総会等の議事録の写し	①開催日時・場所、②役員の数と出席役員の数並びにその出席方法、③出席役員の氏名、④一時金申請及び使途を決議した内容の記載
⑦	書類 直近年度の団体の会計報告書の写し	商店会の活動内容実績が読み取れるもの
⑧	書類 区域を示す図面	地図に商店街の集積している区域を示したもの
⑨	書類 その他、市長が必要と認める書類	審査において必要となる場合、別途連絡し追加提出をお願いします。

※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）

10	課税についての注意
----	-----------

一時金は税務上、益金に算入され、課税対象となります。損金の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

- 詳しくはお近くの税務署にご確認ください。

国税局 FAQ : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

11	申請書類提出及び問合せ先（横浜市経済局商業振興課）
----	---------------------------

「新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業」担当

お問い合わせ先： 電話 045-671-3488 / FAX 045-664-9533
Eメール : ke-syogyo@city.yokohama.jp

申請書送付先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（31階）
横浜市経済局商業振興課 「商店街等活動支援事業」担当

※ 募集要項及び申請書類様式については、下記ホームページに掲載しています。
申請様式もダウンロードできますので、ご活用下さい。

横浜市経済局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/covid-19/ichijikin.html>